

## I はじめに 一研究史略説一

恭仁宮式文字瓦（第1表）は人名を表示している<sup>1</sup>。「刑部」「宗我部」「中臣」「六人」「大伴」など姓のみを表示したものと、「乙万呂」「太万呂」「真依」など個人名のみを表示したものとがあるが、これらは明らかに人名である。したがって、それだけでは人名と断言しにくい「老」「古」「土」など一字のみの刻印も、当然、人名の省略形と考えてよい。

したがって、恭仁宮式文字瓦に関する主要な議論が、恭仁宮文字瓦に名を残した人々がいったい何者なのかという点に集中したのは当然と言えよう。古くは、「其ノ寄進者ノ名ヲ印セルモノ」（梅原1923）、「此等の人々は天平十七年以後に於ける山背国分寺の建立を援助した、南山城地方の善知識たる豪族であったであらう」（角田1938）という「瓦寄進者名説」が大勢を占めていた。この説は、恭仁宮文字瓦が山背国分寺のものという前提に立っていた。しかし、前稿（上原1983）で論証したように、恭仁宮式文字瓦は恭仁宮造営時（天平12～15年）に製作された。そして、宮造営方式に「寄進」「知識」という形態を想定できない以上、「瓦寄進者名説」は立論の基盤自体を喪失している。

これに対し、森郁夫・藤沢一夫は、相前後して「瓦工名説」を発表した。すなわち、恭仁宮式文字瓦の人名を瓦製作者の姓や名あるいはいずれかの省略形と考えたのである。

森郁夫は、恭仁宮文字瓦の文字記載方式が印押捺法によるもので、一般の人名瓦の篋書き方式と異ること、表記内容が符号的であること、天平宝字3（759）年6月29日の「造東大寺司造瓦所解」（『大日本古文書』第4巻p.372、373）に類似した瓦工名があることなどを根拠に「瓦工名説」を主張した（森1967）。一方、藤沢一夫は、恭仁宮式文字瓦が東大寺法華堂北門や同大湯屋で発見された事実に基づいて、その人名は東大寺造瓦所の瓦工名そのもので、「屋瓦刻印と記録とに残された氏名をあわせて、東大寺造瓦所に属した瓦工氏名のほとんどを知ることができる」と述べ、その製品が恭仁宮の後身たる山背国分寺や平城宮にも供給されている事実は、東大寺造瓦所が所要に応じて他所の屋瓦をも製作したことを示すと考えた（藤沢1967）。

昭和46年、東大寺法華堂の修理工事に際し、300点近くにおよぶ恭仁宮式文字瓦が発見された。これを分析した菅谷文則は、山背国分寺（恭仁宮）や東大寺法華堂北門などの同種の文字瓦の製作技術がすべて共通する事実に着目し、これらが「一つの工人組織によって、同じ頃に作られたことが明らかである」が、天平宝字3年の「造東大寺司造瓦所解」に見える瓦工名と「共通しない人名の多いことは」それとは「別の集団か、時期が異なるかも知れない」という疑問を提起した（奈良県教委1973）。

第1表 恭仁宮式文字瓦一覽

型式番号	KJ01A	KJ01B	KJ01C	KJ02	KJ03A
拓影 (縮尺2分の1)					
点数	恭仁宮	20	1	4	6
	法華堂	21	14	0	2
	平城宮	2	2	0	3
	計	56	36	1	11
押捺位置					

平瓦

KJ03B	KJ04	KJ05A	KJ05B	KJ05C	KJ06A
5	19	8	25	1	15
3	12	7	20	1	13
1	2	2	0	0	2
9	33	17	45	2	30

KJ07	KJ08	KJ09A	KJ10	KJ11A	KJ12A
19	27	41	21	8	36
7	26	13	10	10	18
2	0	8	4	1	8
28	53	62	35	19	62

真依 B	KJ12B	KJ12C	KJ13A	KJ14A	KJ14B
0	54	5	29	18	2
1	15	5	16	7	0
0	11	0	2	2	1
1	80	10	47	27	3

KJ 14 C	KJ 14 D	KJ 15 A	KJ 17	KJ 19 A	KJ 19 B
12	8	5	5	18	1
2	0	3	1	3	0
1	0	0	1	4	0
15	8	8	7	25	1

KJ 20	KJ 21	KJ 22	KJ 23 A	KJ 23 B	KJ 24
21	1	3	5	1	5
12	0	1	1	1	17
0	0	0	0	0	2
33	1	4	6	2	24

口万呂	範書「大」	
		計
0	0	482
0	8	274
1	0	63
1	8	819

型式番号	KJ11A	KJ11B
拓影 (縮尺2分の1)		
点数	恭仁宮	193
	法華堂	4
	平城宮	1
	計	198
押捺位置		

丸瓦

KJ13B	KJ13C	KJ14A	KJ16	KJ18	KJ25	
						計
26	2	4	115	110	1	454
2	0	0	1	3	0	10
0	0	0	0	1	0	2
28	2	4	116	114	1	466

その後、森郁夫は、恭仁宮跡発掘調査の結果、恭仁宮文字瓦が恭仁宮造営時の製品と判明したこと、東大寺境内各所の発掘調査では同種の刻印瓦が出土せず、東大寺造瓦所の製品とは考えにくいことを踏まえた上で、東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦は、東大寺前身の金鐘寺の造営官司（＝造山房司）の製品であるという仮説を提起した。そして、恭仁宮にもその製品が供給された背景として、神亀5（728）年11月に造山房司長官に任命された智努王が、天平13（741）年9月に造宮卿に着任している史料事実を挙げ、「恭仁宮造営という事態に対応すべく、智努王が先に造営工事を進めていた造山房司の工人を恭仁宮造営に投入した」と理解した（森1980b）。

これに対し、筆者は東大寺法華堂・恭仁宮跡・平城宮跡で発見された恭仁宮式文字瓦を比較検討し、同じ印の損耗度や追刻現象（＝印面変化）を抽出することによって、三者における恭仁宮式文字瓦の製作年代が同時併行、すなわち恭仁宮造営時のものであることを論証した。また、恭仁宮造営時に製作された恭仁宮式文字瓦が、還都後、平城宮へ供給された事実を、天平17年に恭仁宮で西山瓦（屋）守という留守役が置かれている事実と結びつけ、発見量や出土状況から推定して、恭仁宮式文字瓦の製作主体は恭仁宮造営官司（＝造宮省）であろうと推定した（上原1983）。

本稿ではこれらの諸成果を踏まえ、第II章で恭仁宮式文字瓦が瓦工名を表示している点を再確認し、第III章で恭仁宮式文字瓦の瓦工房規模を復原することによって、恭仁宮式文字瓦の製作主体が造宮省付属の瓦屋にあったことを論証する。第IV章では、瓦に瓦工名印を押捺した理由を8世紀代の労務管理方式との関連で説明し、第V章でそのような労務管理方式が恭仁宮式文字瓦にのみ現われて、以後、消滅した理由を中央造営官司付属の瓦工房（＝中央官衙系瓦屋）の変遷との関連で考察する。